

食 品 安 全 委 員 会 企 画 専 門 調 査 会

第 34 回 会 合 議 事 録

1 . 日 時 平成 22 年 6 月 9 日 (水) 10:00 ~ 12:43

2 . 場 所 食 品 安 全 委 員 会 大 会 議 室

3 . 議 事

- (1) 平成 21 年度食 品 安 全 委 員 会 運 営 計 画 の フ ォ ロ ー ア ッ プ に つ い て
- (2) 平成 21 年度食 品 安 全 委 員 会 運 営 状 況 報 告 書 (案) に つ い て
- (3) 平成 22 年度「自 ら 評 価」案 件 選 定 の 進 め 方 に つ い て
- (4) そ の 他

4 . 出 席 者

(専 門 委 員)

早川座長、清水専門委員、阿南専門委員、石川専門委員、今井専門委員、
生出専門委員、河合専門委員、酒井専門委員、迫専門委員、佐々木専門委員、
壺井専門委員、局専門委員、山崎専門委員、山田専門委員、山根専門委員、
渡邊専門委員

(専 門 参 考 人)

服部専門参考人

(食 品 安 全 委 員 会 委 員)

小泉委員長、見上委員、長尾委員、野村委員、畑江委員、廣瀬委員

(事 務 局)

栗本事務局長、大谷事務局次長、西村総務課長、北條評価課長、
本郷情報・緊急時対応課長、小野勧告広報課長、新本リスクコミュニケーション官

5 . 配 布 資 料

資料 1 企画専門調査会に調査審議を求める事項 (平成 22 年 4 月 1 日食 品 安 全

委員会決定)

- 資料 2 平成 21 年度食品安全委員会運営計画（平成 21 年 3 月 26 日食品安全委員会決定）のフォローアップについて（案）
- 資料 3 - 1 平成 21 年度食品安全委員会運営状況報告書（案）
- 資料 3 - 2 平成 21 年度食品安全委員会運営状況報告書（案）のポイント
- 資料 4 「食品安全委員会の改善に向けて」（平成 21 年 3 月 26 日食品安全委員会決定）に基づく改善への取組工程と改善の進捗状況
- 資料 5 - 1 平成 22 年度「自ら評価」案件の決定までのフロー（案）
- 資料 5 - 2 「自ら評価」案件候補の外部募集について
- 資料 5 - 3 委員会が自ら行う食品健康影響評価に関し企画専門調査会に提出する資料に盛り込む事項（平成 16 年 5 月 27 日食品安全委員会決定）
- 資料 5 - 4 企画専門調査会における食品健康影響評価対象候補の選定の考え方（平成 16 年 6 月 17 日食品安全委員会決定）
- 資料 5 - 5 企画専門調査会において検討した委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件候補リスト

6．議事内容

○早川座長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから「企画専門調査会 第34回会合」を開催いたします。

本日は17名の専門委員が御出席の予定でございますが、宗像専門委員がただいま遅れられるということで、もしかしたらお見えになれないかもしれないと伺っております。

服部専門参考人が御出席でございまして、江森専門委員が御欠席でございます。

石川専門委員につきましては、本年5月に新たに企画専門調査会の専門委員に御就任されておまして、今回が初めての御出席でございますので、簡単に自己紹介をお願いしたいと思います。

○石川専門委員 日本医師会の常任理事をしております石川と言います。私は小児科医でございまして、日本医師会ではほかに広報、情報、学校保健ということでやっております。新任でございますので、何かと御指導のほどよろしくお願いいたします。

○早川座長 ありがとうございます。本日は食品安全委員会の方からも担当委員であります長尾委員、野村委員、畑江委員のほか、小泉委員長、見上委員、廣瀬委員にも御出席をいただいております。

続きまして、議事に入ります前に人事異動があったということでございますので、事務局からその御紹介と資料の確認をお願いしたいと思います。併せまして、本年4月1日に委員会決定されました平成22年度において企画専門調査会に調査審議を求める事項についても、御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○西村総務課長 まず事務局の方で、4月1日付けで人事異動がございました。新しく情報・緊急時対応課長になりました本郷でございます。

○本郷情報・緊急時対応課長 本郷でございます。よろしくお願いいたします。

○西村総務課長 それでは、お配りしております資料の確認をさせていただきたいと思えます。議事次第、座席表、名簿。

資料1「平成22年度において企画専門調査会に調査審議を求める事項」。

資料 2「平成 21 年度食品安全委員会運営計画(平成 21 年 3 月 26 日食品安全委員会決定)のフォローアップについて(案)」。

資料 3 - 1「平成 21 年度食品安全委員会運営状況報告書(案)」。

資料 3 - 2「平成 21 年度食品安全委員会運営状況報告書(案)のポイント」。

資料 4「『食品安全委員会の改善に向けて』(平成 21 年 3 月 26 日食品安全委員会決定)に基づく改善への取組工程と改善の進捗状況」。

資料 5 - 1「平成 22 年度自ら評価案件の決定までのフロー(案)」。

資料 5 - 2「『自ら評価』案件候補の外部募集について」。

資料 5 - 3「委員会が自ら行う食品健康影響評価に関し企画専門調査会に提出する資料に盛り込む事項(平成 16 年 5 月 27 日食品安全委員会決定)」。

資料 5 - 4「企画専門調査会における食品健康影響評価対象候補の選定の考え方(平成 16 年 6 月 17 日食品安全委員会決定)」。

資料 5 - 5「企画専門調査会において検討した委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件候補リスト」。

資料はございますでしょうか。

続きまして、資料 1 について御説明をさせていただきます。資料 1「平成 22 年度において企画専門調査会に調査審議を求める事項」でございます。

これは食品安全委員会親委員会におきまして、毎年度初めに企画専門調査会に調査審議を求める事項を決定して、これに基づきまして、企画専門調査会で御審議をいただいているものでございます。本年度につきましては、4 月 1 日にこのように決定をされているところでございます。内容的には昨年と同じでございます、1 番が運営計画のフォローアップと運営状況報告書。2 番目が自ら評価案件の候補の決定。3 番目が実施状況の中間報告の整理。4 番目が翌年度の運営計画ということでございます。

具体的な日程については、また調整をさせていただきながら進めさせていただきますが、裏面にございますように、運営計画に書かれておりますように、年に 4 回ほど開催させていただければと思っております。今回は年度の始めの最初の会議でございますので、昨年度の運営計画のフォローアップと運営状況報告を中心に御審議を賜ればと考えているところでございます。

資料の説明は以上でございます。

○早川座長 ありがとうございます。資料 1 は私どもの委員会が調査審議すべき事項に

ついて4つ挙げてございまして、それに対する計画、スケジュール等が盛り込まれているものでございます。何か御質問はございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、議事次第に従いまして、審議を進めてまいりたいと思います。議事「(1)平成21年度食品安全委員会運営計画のフォローアップについて」「(2)平成21年度食品安全委員会運営計画状況報告書(案)について」の2つにつきましては、内容が重複する部分が多くございますために、まとめて御審議をいただければと思っております。

それでは、事務局から御説明をお願いいたします。

(1)平成21年度食品安全委員会運営計画のフォローアップについて

(2)平成21年度食品安全委員会運営計画状況報告書(案)について

○西村総務課長 それでは、資料2～4に基づきまして、平成21年度の運営状況報告の関係につきまして、資料を御説明させていただきます。

資料2でございますけれども、主にこれに基づきまして、御説明させていただきます。この資料は、年度初めに本企画専門調査会で御審議をいただいた上で、親委員会の方で決定をいただいた21年度の運営計画が左側を書いておりまして、右側には年度末22年3月末現在の実施状況について、とりまとめてあるものでございます。したがって、3月末現在で整理してありますので、4月から今日までの状況は入っておりません。

1ページは総論として、21年度における委員会の運営の重点事項を書いているところでございまして、とりわけ2番にございますように、食品安全委員会の改善に向けて、昨年初めにとりまとめられたものの改善方策を確実に実施するということ。3番の6つほどのポツに書いてございますような点、リスク評価、技術研究、リスクコミュニケーション、広報、情報の収集分析、国際関係につきまして、それぞれ重点として定め、着実に進めていくということが運営計画に書かれているところでございます。これを踏まえまして実施をしていくということですが、それぞれの項目については以下、分けて記載をしてございます。

2ページ「第2 委員会の運営全般」でございますが、最初に の委員会会合ですが46回の委員会会合を原則として木曜日2時から開催したところでございます。

各専門調査会の活動でございますが、企画専門調査会につきましては、4回開催をいただいております。先ほど今年度の予定としてお願いしたようなことと同様、昨年度も御審議をいただきました。

リスクコミュニケーション専門調査会につきましては、５回開催をしております。

３ページ。緊急時対応専門調査会につきましては、３回開催をしております。

食品健康影響評価に関する各専門調査会でございます。合わせますと１４７回開催をしております、ここにありますように添加物専門調査会の１４回、農薬専門調査会の４４回を始めとしまして、各分野ごとの専門調査会でリスク評価のための審議をいただいたところでございます。

このうち高濃度にジアシルグリセロールを含む食品の安全性についての新開発食品・添加物合同専門調査会は、いわゆるエコナの関係でございます。あるいは窒息事故に関するワーキンググループといったような特別の合同調査会ないしプロジェクトも開催がされているところでございます。

３ページの下の方ですが「（２）調査審議の効率化」でございます。特に企業申請品目に係る標準処理期間を設けるということで、今年の１月からタイムクロック制を導入するということでございまして、原則１年で処理をすることを決定して、既に施行が始まっているところでございます。

その下ですが、動物用医薬品と飼料添加物の両方の用途がある物質については、専門調査会の所掌を見直して、肥料・飼料等専門調査会に一体化する。あるいは４ページの上にありますように、食品安全委員会が既に評価の結果を有している評価対象について意見を求められたような場合につきましては、効率的な調査審議を進めるために、親委員会での処理をするとか、そういったようなルールを平成２１年１０月８日に委員会決定として決めていただいて、実行されているところでございます。

その他、ここにありますような効率的な審議を進めることが行われております。

ですが、専門調査会同士の連携でございます。まず企画とリスクコミュニケーションと緊急時につきましては、横断的座長会ということで各専門調査会の座長、座長代理の先生方にお集まりいただいて、座長会を開催しております。また、評価系の専門調査会につきましては、分野ごとで共通の事項について御議論いただくというようなことで、化学物質系と生物系・新食品系の２つに分けて座長会を開催したところでございます。

運営計画の作成です。４ページの下の方でございますが、リスク評価の実施ということでございます。これが食品安全委員会の中心的な業務になるわけでございますけれども、まずリスク管理機関から評価を求められている案件を着実に実施していくということで、これにつきましてはリスク管理機関との間で事前及び事後の連携を密にし、必要な資料が的確に提出されるよう徹底するとともに、提出された資料について精査・検討等を十分に

行った上でリスク評価を行っていくことを実施してきたところでございます。

具体的には5ページの上でございます。これまでのリスク評価対象案件数ということで、これは委員会設立以来の合計数で言いますと1,315案件、うち21年度に評価依頼のあった案件は175案件でございました。評価が終了したものは、このうち合計886案件。21年度分で言いますと145案件の評価を行ったということでございます。

この調査審議の透明性を可能な限り確保するということから、審議内容等のホームページ上での公開に努めたということでございます。ただし、知的財産などの点から公開にならないものについては、非公開という取扱いも一部行っているところでございます。

でございますが、清涼飲料水の規格基準及びポジティブリスト制度導入に伴って、評価対象となる物質の数が膨大になるということで、優先度を考慮した上で進めていくということでございますが、これにつきましては案件の優先度に従って評価を進めるとともに「ベンチマークドース(BMD)アプローチを用いた評価について」を作成して、効率的に進めているということでございます。

その下でございますが、評価のガイドラインでございまして、調査審議の透明性の確保と円滑化という観点から、ガイドラインの早期策定を目指すということで計画されておりましたところ、農薬・動物用医薬品、肥料・飼料等及び器具・容器包装について、各専門調査会でガイドライン策定に向けての検討が開始されているところでございます。

添加物につきましては、年度末現在ではパブリック・コメントの募集のところまで行ったわけでございますが、その後、今年度に入りまして、添加物の評価基準は完成をしております。

5ページの下の方でございます。自ら評価案件ということで、各リスク管理機関から諮問を求められるもの以外に、委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件ということでございます。これは自ら評価と言い習わしておりますが、変な略だねという御意見もあるのですけれども、ここでは自ら評価と略させていただいています。この企画専門調査会で21年度分については御審議をいただいて、トランス脂肪酸とアルミニウムについての評価を行うことが決定されているところでございます。年度を越えまして、トランス脂肪酸については、新開発食品専門調査会において調査審議を始められておりますし、アルミニウムについては、まずは必要なデータ収集を行うということとされて、着手をしているところでございます。

6ページの真ん中辺りですが、自ら評価の実施状況でございます。これまでこの企画専門調査会での審議を踏まえまして、自ら評価を行うと決定した案件の進捗状況でございます。

す。

(1) の食中毒原因微生物に関しましては、まずその中で鶏肉中のカンピロバクターについての評価は 6 月に終了したところでございます。残りの優先評価 3 案件につきましては、微生物・ウイルス専門調査会から評価の実行可能性等に関する審議結果の報告が親委員会に行われたという状況でございます。

(2) に我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る評価。これはいわゆるアメリカ、カナダ以外、BSE が発生していない国の評価でございますけれども、評価対象国 14 か国に質問書を発出し、オーストラリアを始めとする 13 か国から回答を得て、その後、韓国も自ら評価に対象に加えるということになり、オーストラリア等の 8 か国については、今年 2 月に評価を終了したところまで進んでいるところでございます。

6 ページの下の方ですが、鉛でございます。これにつきましては、化学物質・汚染物質専門調査会に鉛ワーキンググループを設置して、調査審議を行って、ワーキンググループとして得た結論を中間とりまとめをして、公表するところまで行っているということでございます。

7 ページの上の方、ヒ素の関係です。これは平成 20 年度に実施を決定したのですが、化学物質・汚染物質専門調査会で現在、審議が行なわれているところでございます。

(5) デオキシニバレノール及びニバレノールにつきましても、かび毒、自然毒等専門調査会で審議が開始されております。

その下のオクラトキシン A につきましては、現在、調査事業でデータの収集・整理を始めているところでございます。

7 ページの真ん中より下「 4 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査 」ということで、いわゆるモニタリングでございます。食品安全委員会で行った評価の結果が各リスク管理機関で施策に適切に反映されているかどうかの実施状況を原則、毎年 2 回の調査をかけてチェックをしているところでございます。

上の方にございます 4 月 23 日の第 283 回委員会会合につきましては、ここに書いてありますような品目について、各省庁から報告を受けています。

その下でございますが、10 月 29 日の委員会会合におきましても、後半分につきまして、報告を受けているといったところでございます。

8 ページの上の方ですけれども、第 12 回目の調査につきましては、2 月に調査を依頼し、この紙には書いてございませんが、年度が変わって、この結果の報告を受けているところでございます。

8 ページの真ん中は、技術研究に関してでございます。科学を基本とする食品健康影響評価の推進のために、研究領域設定型の競争的研究資金制度に基づいて、研究を推進するということでございます。特に食品安全委員会は自ら研究所を持っているわけでもございませんので、この研究費を活用いたしまして、委員会が今後、食品安全委員会を実施する上で必要となる技術的課題に的確に対応した研究領域を設定しつつ公募をし、テーマを選定して実施していただいているというものでございます。

この結果ですが、8 ページ右側の方です。21 年度の新規の評価技術研究につきましては、18 ページに別添資料 1 のリストが付いておりますけれども、3 研究領域の 6 課題を研究課題として採択をしたところでございます。この研究事業は原則 3 年間の研究でございますので、平成 19 年度、20 年度に採択したのも 21 年度に引き続き行われているものでございますが、これについては中間評価の結果を踏まえて、19 ページにございます別添資料 2 のようなテーマにつきまして、継続して実施をしているところでございます。

22 年度の新規の研究課題の設定につきましては、20 ページの別添資料 3 にございましており、4 研究領域を決定し募集を行って、研究課題を選定し、これについては年度が明けてから研究課題を決定しているところでございます。

8 ページの下の方ですが、20 年度に完了した研究課題を事後評価をし、あるいは研究成果を普及するということにつきましては、20 年度に終了した 7 課題の事後評価を 21 ページの別添資料 4 のとおり決定し、評価結果を研究者に通知するとともに、結果を公開しているというような状況でございます。この研究成果発表会も行って、普及を図ることをしているところでございます。

9 ページの上の方でございます。研究費の適切な執行につきましては、かなり厳しくすべきだということで行われているところでございまして、この中間評価の実施ないしは実地指導を着実にやっていくということで、ここに書いてあるとおり行われているところでございます。

9 ページの真ん中以降は、リスクコミュニケーションに関するものでございます。リスクコミュニケーションに関しましては、委員会が行う食品健康影響評価などについて、広く国民の理解を得るということで、引き続き参加型の運営を目指すという計画になっておりまして、それに基づいて、ここにございますような実行がされたところでございます。

まず意見交換会でございますが、各種意見交換会を合わせて 43 回開催をしております。このうち関係府省が連携したもので 9 回、委員会が単独で行ったものが 7 回、地方公共団体と共催で地方などで行ったものが 33 回ということでございます。具体的には、ここに書

いてありますような各種の意見交換会を行ったところでございます。これが9～10ページに列挙してございます。

11ページの初めの方でございます。そのほかには地方公共団体などが実施する意見交換会などへの講師派遣。これは食品安全委員会の委員ないし事務局のものを98回派遣を行っております。また7月には全国消費者団体連合会との懇談会も行っております。

11ページの真ん中からは、リスクコミュニケーション推進事業ということで、これは地域におけるリスクコミュニケーションの推進と人材育成を行うということ。また、食育の推進にも資するということから行っている事業でございます。

具体的には11ページの にございますように、リスクコミュニケーター育成講座ということで、ファシリテーター型とインタープリター型に分けて実施しておりますが、ファシリテーター型の育成講座については全国で11回開催をし、インタープリター型は8回開催をしたところでございます。その下にございますように、この育成講座の受講者によるグループディスカッションということも開催をしたところでございます。

12ページでございます。上の方に食品安全に関する普及啓発活動や食育に関する資料の製作と活用ということで、パンフレットやDVDの提供などを行ったところでございます。

全国食品安全連絡会議は自治体などの関係の団体との連携ということから、開催をしたものでございます。

12ページの下ですが、食品安全モニターです。食品安全モニターの方につきましては、委員会が行った評価の結果に基づいて講じられる施策を日常生活を通じて気づいた点を報告していただくというようなこと。あるいは地域への情報提供ということをお願いをしているものでございます。

21年度につきましては、新規に235名の方を依頼いたしました。応募総数1,667名あったものの中から235名の方をお願いをしたわけでございます。この食品安全モニターは2年間お願いをしておりますので、20年度からの継続の方と併せて470名の方に食品安全モニターをお願いしているところでございます。この食品安全モニターさんの活動報告やモニター同士による意見・情報交換会ということで、全国7会場で10回の食品安全モニター会議を開催いたしました。これは昨年度の分ですが、今年度につきましても現在ちょうど行われているところでございます。

下の方ですが、食品安全モニターの活動実績ということで、食品安全行政などに関する意見について338件の報告があって、これを関係行政機関に回付する、ないしは委員会会合で報告をして、対応をしているところでございます。また、食品の安全性に関する意識

についてとか、あるいは情報発信についてというような課題を示しまして、これについての課題報告を食品安全モニターさんに出していただいて、委員会の取組みのための参考とされているところでございます。

13 ページでございます。各種情報の提供、相談等の実施ということで、特に一般国民向けの部分をここに書いてあるわけでございますが、委員会のホームページによる情報提供が一番上に書いてございます。具体的には妊娠中の食生活において留意すべきこととか、あるいは新型インフルエンザに関する情報などを提供していますが、このホームページと食品安全総合情報システムを統合して、利用しやすいような工夫もしております。

電子メールを用いた配信サービスということで、いわゆるメールマガジンにつきまして、毎週委員会の結果概要や新着情報などを配信しております。これにつきましては、22 年 3 月末現在で 8,100 名の方にメールマガジンの会員になっていただいております。その前の年に比べますと、かなり頑張って多くの方に会員になっていただいたところでございます。新型インフルエンザを始めとしまして、緊急的な情報を提供する必要がある場合には、メールマガジンも活用しているところでございます。

14 ページでございます。そのほか、季刊誌『食品安全』の発行、あるいはその他の広報。一般消費者の方などから、いつでも情報提供や相談などを受けるとすることで食の安全ダイヤルを設けておりますが、ここに書いてありますように、当委員会の直接の業務のみならず、広く食品一般関係についてのダイヤルへの情報提供があったところでございます。

14 ページの下の方は、関係府省とのリスクコミュニケーションの連携ということで、担当者会議を 23 回開催をしたところでございます。

15 ページ「7 食育の推進への貢献」ということで、食品安全委員会としてできる食育の推進への貢献ということで、ここに書いてありますように取組みを行っております。特にジュニア食品安全委員会ということで小学校高学年を対象とし、全国で 11 回開催をしたところでございます。また、そのほかに訪問学習の受け入れや家庭科教員の免許状更新講習への講師の派遣。あるいは学校教育における副読本の作成などを行ったところでございます。

15 ページの真ん中より下は、緊急事態への対応でございます。緊急時対応訓練計画を決定し、それに基づいて実務研修と確認訓練を行っております。21 年度は 1 月 29 日に 1 日かけた確認訓練を行いまして、その状況については総括をしたところでございます。

15 ページの下にございますように、緊急時対応専門調査会で新型インフルエンザ、特に豚のインフルエンザということで、食品との関係が話題になったものでございましたので、

これについての委員会の緊急時対応について検証を行いましたし、また、そのほかに 0157 などについても緊急時ということでホームページで科学的知見等の情報提供を行ったところでございます。

この緊急時対応につきましては、従来、食品安全委員会がいわゆる司令塔機能を担うことになっておりましたが、9月1日に消費者庁が設置されて、法令上の整理では消費者庁が緊急時において対策本部を主催するなど、司令塔機能を担うようになったという整理がされておりますので、具体的にどういうふうに食品安全委員会の対応を変えていくべきかについて、緊急時対応を専門調査会で審議をいただいたところでございます。

16 ページの真ん中以降は、情報の収集、整理、活用の関係でございます。まず食品安全総合情報システム。これは前回の企画専門調査会でも話題になったところでございますが、この活用ということで活用していただけるように広く国民の皆様に提供するというところでございます。新しいシステムについても 21 年度から運用を開始して、ホームページとの連携も進めようということでございます。

「2 国際協調の推進」でございます。コーデックスの委員会、あるいは OECD などとの連携でございますけれども、国際会議への派遣ということで、WHO のナノテクノロジー専門家会合、あるいはコーデックス委員会の各部会などに委員などを 22 回派遣をし、情報の共有を図ったところでございます。また、海外の研究者の招聘等、意見交換会ということで、これは広く一般の方にも参加をいただく機会を設けつつ、ここに書いてありますような海外の専門家を招聘したところでございます。

17 ページの上でございます。欧州の食品安全機関の EFSA。これはリスク評価機関として、平成 15 年の当食品安全委員会設立のモデルになった機関でございますけれども、ここと協力文書を 12 月 7 日に締結いたしました。Memorandum of Cooperation ということで締結をし、今後の情報交換を定期的にやっていくことを開始したところでございます。

そのほかに各国の行政担当者を中心した化学物質の安全性に関するリエゾングループへの参加。これは電話会議も含めまして、各国との情報交換などを進めているところでございます。

その次に外部の専門家とのネットワークの形成。各種評価や緊急時対応などについて、専門家の方々の専門知識に御協力いただくという趣旨で、医師会、薬剤師会、獣医師会、栄養士会に対し連携を働きかけるとともに、情報提供を行ってきたところでございます。

17 ページの下の方。調査事業ということでございます。これにつきましては、データの収集・整理という観点から、別添資料 5 にございますような 13 課題を調査課題として選定

をし、調査を実施したところでございます。

以上、運営計画との対比で整理したのが資料２でございます。

資料３－１でございます。これは平成 21 年度の運営状況報告書になっておりますが、内容は今、御説明しましたものの右半分を基本的には文章にして、事業報告書の形にしたものでございますので、文章にした都合上、表現が多少変わっているところがありますが、内容はほぼ同じでございますので、説明は省略させていただきたいと思っておりますけれども、特にこの 15～16 ページの部分には、先ほどの左右対照表にはございませんでした 21 年度における委員会の運営状況の総括が書いてございます。15 ページには、重点事項を中心に概ね計画どおりに進めることができたということで書いてございまして、その他、主な点についてまとめているところでございます。

資料３－２は、今の運営状況報告書を簡単に 1 枚紙としてまとめたものでございますので、この委員会の活動をいろいろなところで御紹介をするときに、活用していきたいと思っておりますし、委員の先生方の各団体などで食品安全委員会の活動について御紹介いただける機会がございましたら、御活用いただければと思っております。

資料４「『食品安全委員会の改善に向けて』（平成 21 年 3 月 26 日食品安全委員会決定）」に基づく改善への取組工程と進捗状況」でございます。これにつきましても、一番右に書いてあるところが改善の進捗状況ということで、昨年 3 月 26 日に決定された改善に向けてに基づいて、その後どのように進捗がされてきたかということをもとめてございます。

これもフォーマットが改善に向けてという改善方策が左側に書いてあって、それに対応した形で右側に進捗状況を整理したものです。内容は先ほどの御説明とほぼ同じでして、フォーマットが違うだけですので、説明は省略させていただきます。この紙は 5 月末現在でとりまとめております。これは前回の企画専門調査会で 11 月末現在の進捗状況の整理の紙を出して報告をさせていただいたところですので、その後、半年後の状況ということで 5 月末現在でまとめさせていただきました。

したがって、先ほど御説明させていただいた 3 月末現在のものとは時点が 2 か月ほど違っていますので、2 か月分の新しい情報が多少加わっているところでございますが、それについては先程の御説明の中で若干触れさせていただいたところでございますので、改めての説明は省略させていただきたい思います。

御説明は以上でございます。

○早川座長 ありがとうございました。それでは、ただいまの御説明にございましたよう

に、資料２がベースになるかと存じます。左側の記載事項は運営計画ということで、右側はそれに対する実施状況であります。これをベースにしてコメント、質問、御討論をいただければと思います。

第１と書いてあるのが全般的なところだと思いますが、第１、第２の辺りで何かコメント、御質問等がございましたら、お願いいたします。ほかの箇所でも関連しているところがあるかと存じますけれども、特に全体的なところで計画と実施状況の関係について、何かございますでしょうか。

それでは、具体的な中身の中で、また全体を振り返ることになるかと存じますので、４ページの終わりからの「第３ 食品健康影響評価の実施」でございますが、これはメインであります。９ページの途中くらいまで、これの計画と実施状況について、何かコメント、御質問がございましたら、お願いいたします。

○河合専門委員 ７ページの「４ 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査」についてです。これは今までこの流れを見て、評価も大分出てきて、いろいろな場面で食品安全委員会の状況がわかってきたというときに、重要になるのが、評価をどう管理していくかということで、これを載せているのだと思います。

この中身について調査報告が行われたと載っていますけれども、これでどういう今の状況、例えば非常に評価をうまく使って管理項目もできて、うまく行っているのか。それとも、そこまで行かなくて、なかなか管理のサイクルが回っていないのか。特にここ最近、各行政の方の状況はすんなり回っているとは思えない状況がありますので、そこら辺のところの状況をお聞かせ願えたらと思いますので、よろしくお願いします。

○早川座長 いかがでしょうか。

○小野勸告広報課長 ７ページの４番ですが、毎年２回ほど、半年ごとにリスク管理機関に対して調査票を送り、調査をしております。対象の品目は、新たにこちらからリスク評価を返した分と前回までに措置が終わっていない分についての調査です。大体合わせまして２００品目くらいの数になっております。リスク評価の件数もだんだん増えてきて、管理側に返す品目も増えてきております。そのリスク評価を返した分について、順次リスク管理機関の方で処理しているという状況です。

これには載っていませんが、最近では今年の４月に報告を行っています。昨年９月に消

費者庁ができ、食品衛生法の関係で、従来であれば厚生労働省の審議会で審議が終われば、公示の手続を、すぐに行っておりましたが、公示の前に消費者庁との協議を行うという形になっていまして、その分若干お時間がかかるという状況になっています。

おおむね評価を終わったものから順次処理をしており、農薬の特に清涼飲料水の関係でまとめて処理したいという品目があること、あとはポジティブリストとの関係で整理する必要があります。そういったものが若干遅れているという状況にあります。

○早川座長 よろしゅうございますか。どうぞ。

○河合専門委員 ありがとうございます。今のことで大体流れはわかりました。。けれども、ポジティブリストもできて相当経っているので、評価が終わったものについて、ここまでチェックをしているのでしたら、後押しを食品安全委員会からもして、リスク管理をされている部署に管理のサイクルが回るような取決めに早く出して、それに沿った管理をしてほしいと言ってもらった方がいいと思います。今のところは小出しみたいな形で農薬の基準がが何品目かずつ出てきています。でも、どの辺までの進捗になっているかがわかりにくいところがありますので、是非その辺をお願いしたいと思いました。ここに載っているところですね。

○早川座長 これは実施状況ですね。ここのところにもう少し今のような事情を少し書いていただきたいということだと理解しましたけれども、それは事務局の方で大丈夫でしょうか。

○西村総務課長 教えていただきたいのですが、河合先生がおっしゃっているのは、ポジティブリストのものについて、厚生労働省から食品安全委員会に評価要請が来ているもの、来方ということではなくて、食品安全委員会で評価をしたものが、評価は終わっているけれども、その後、厚生労働省の方で具体的に基準になって出ていかないと。そのところをおっしゃっているわけですか。

○河合専門委員 その進捗の中身をもう少し書いていただけると助かります。

○西村総務課長 わかりました。それはまさに今ほど御報告しましたように、報告書に書

いてあるところでございますので、その要約を入れることは可能かと思えます。

○早川座長 実施状況ということですので、評価をしたという実施はそれでよろしいと。それが貫徹するためには、リスクマネジメントで実際にどういうふうに反映されているかというところまで踏み込んで、書いていただければいい。もしそこが円滑に行っていない状況があれば、そこはそういうこととして実態として書いていただく。原因までは書けないかもしれませんが、要するにマネジメントまでの反映をここに書き込んでいただければということだと思いますが、よろしいですか。

○河合専門委員 はい。

○早川座長 ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

○山根専門委員 今のところで質問です。この調査をして、具体的なリスク管理措置が講じられていなかった品目について、何か具体的にアドバイスとかをされたという経緯はあるのでしょうか。

○小野勸告広報課長 ここについてはこちらとしても、中身について厚生労働省なり農林水産省なりにヒアリングをしております。この4月のケースだと消費者庁の手続が新たに加わったということで、委員会の方でも質問が出ました。その関係で、その次の回に消費者庁と厚生労働省を呼んで、具体的にヒアリングをしたということをやっております。

○早川座長 そのこのところも可及的速やかな管理の実施について、勸告特例をしているというようなことも一言書いていただいてもいいかもしれません。もし実態として食品安全委員会ですということをやっているということであればですね。そのこのところのプロセスを明確にしておく必要はあるだろうと。言いつ放しではないですよ。その後のフォローアップもしているということをここに書いていただければ、より食品安全委員会としての能動的なアクションが実施として、この文章の中に反映できる。

○小野勸告広報課長 今の件は、資料4の7ページの上半分のところに「監視機能等の改善」という項目を書いてございまして、その改善の進捗状況に書いてございます。

○早川座長 今おっしゃったのは、資料３－１には必ずしも書かなくてもいいと。

○小野勸告広報課長 新年度での処理という時間的なずれがございましたので、書いておりません。

○早川座長 わかりました。ほかにいかがでしょうか。

○迫専門委員 この報告をまとめていただきましたことは、本当にわかりやすく、感謝申し上げたいと思います。８ページの後半から９ページにかけて質問というか要望というか、一言お話しさせていただきたいと思っております。

「５ 食品健康影響評価技術研究の推進」の中で、 として「中間評価を適切に実施するとともに、研究費の適正な執行を図る観点から、研究受託者に対する実地指導を推進する」という文言が書き込まれております。これについては非常に重要な観点で、適正執行というところでは重要なことだと考えているところでございますけれども、前回の会議の中であったかと思うのですが、この研究費の総額そのものについてがかなり低い数字ではなかったかと。妥当な額での研究費が確保されるような方策を御検討いただけるのかどうか。

18 ページ以降、重要な研究課題が並んでおりまして、ここに対して、いわゆる適正執行という意味での指導の充実は重要なのですが、それ以上に適正な妥当な額が確保できるということは必要な要件ではないかと思うところでございます。23 年度の予算要求の時期になろうかと思うのですが、その辺はこういう研究があつてこそ、この全体がうまく進んでいくというベースになるものですので、是非、確保の方をお願いできればと思っております。

以上、要望させていただきます。

○早川座長 今の件に関して、事務局の方で何かございますか。これは計画と実施状況ということなので、今の要請は次年度以降あるいは今年度以降に対して、もっと研究費をしっかり確保して、必要な研究を推進するべしというようなお話でございますね。ですから、２つに分けないといけないのかなという気もしますけれども、こちらの書面上のことについて、何かございますか。

○ **本郷情報・緊急時対応課長** 研究費について御指摘をいただきました。御指摘のとおり、可能な限り予算を確保できれば、立派な研究をしていただけるのだらうと思っておりまして、我々も努力はしております。

一方で、国家全体の予算が厳しい中で、なかなか全体の予算が増えないのがこれまでの実態であったと思っております。23年度につきましては、これから要求することになりますけれども、御指摘を踏まえて、可能な限り確保できるように努力してまいりたいと思っております。

○ **早川座長** よろしいですか。どうぞ。

○ **阿南専門委員** 予算全般ですけれども、去年に何をやったかということをちゃんと総括するときには、どのように予算を使ったということが明らかにならないと、足りないところがあるのかということも私たちはわからないわけです。では、ここに重点的にこういう予算が必要だということをちゃんと要求を上げていく必要があるので、是非そこは全般について、どこにどれくらいの予算を執行してきたのかということをちゃんと明らかにしないといけないと思います。

そのリスクコミュニケーションの方も、リスクコミュニケーター養成講座は今年からもうできないことになっています。それが果たして是か非かというのはあるのだけれども、そこはどれくらいの予算を使って、こういう効果があったということを認めたならば、来年に何をやるかということにつながる問題です。

ですから、単に予算が付かなくなっただけではだめであって、どういう予算が必要なのかを要望する上でも、是非その辺のところを明らかにして報告をして、ここで審議した方がいいと思います。

○ **早川座長** いかがですか。これは多分ここに予算をこれだけ組んで、こう実行しましたという現在の手持ちというか、昨年度の予算と計画実施状況の関係をただずらずと数字的に書いていただいても、逆に我々はわからないと思います。

むしろ大事なことは、本来は計画はこうであったと。それに対して、これだけやりたかったのだけれども、予算の制約があって、そこまでは行けなかった。今年やって、とてもいい計画であったけれども、来年度からは予算の制約等々があって、そこがしぼんでいく可能性がある。それに対してどういうふうにするべきかという観点でポイントを置いて、

書いていただくなら書いていただいた方が、我々としてはわかりやすいのではないかと思います。

それはそれとして可能ですか。これは多分、これからの予算要求も含めて、食品安全委員会自体の活動をどうやって存在理由とアピールをしていくか、必要性を訴えていくかということにもつながる話ですね。そこら辺が今のだと、計画があって、実施がこうであったというだけなので、それが本当に十分にできたのか、できなかったのか。その原因が予算にあるのかどうか。いろいろな原因はあるのだろうと思いますけれども、そこまで少しポイントを絞って書ければ、書いていただきたいというお話ですね。そこら辺はどうですか。あまり書き過ぎると物すごいボリュームの報告書になってしまうので、本当にごくポイントだけで私はいいだろうと思いますが、それは可能かどうか。

○西村総務課長 この事業報告につきましては、御指摘のようにどういう計画をし、それがどういうふうに行われたかという観点の整理をしたものでございます。予算自体は率直に言いますと、食品安全委員会の予算はほとんど庁費みたいなもので、要するに旅費とか文房具代とか、そのようなものしか主になくて、あとは研究費とか調査費は別途あるのですけれども、多分それ自体を見てもどういう事業が行われているかはよくわからないので、こういうような形で整理をさせていただいているところでございます。

また、予算そのものの執行が適正に行われているかどうかは、また決算なりそういう形で、別の場で整理をするところがありますので、この場ではこれまでこういう形で整理をさせていただいてきました。早川先生がおっしゃるように、なるたけわかりやすく説明をするということで、特にこういうところはうまくいったけれども、こういうところはやや反省点があるということになるたけ書き込むような形で整理をしているところでございます。

阿南さんがおっしゃったことは前回にも話題が出ましたが、リスクコミュニケーション推進事業を今後 21 年度までどういうふうにやって、それをどういうふうに 22 年度に生かしていくかについて、リスコミ官の方から補足をさせていただきたいと思います。

○新本リスクコミュニケーション官 21 年度までにリスクコミュニケーションの推進事業ということで、いわゆる各地域で意見交換会などを主体的にやれるような方々を各地域で育成するということで、これまで推進事業をやってまいりました。ファシリテーター型という形の育成講座については 30 件で、インタープリター型についてはブロックごとに

やっておりますので、全ブロックという形でやっております、これまで約 1,000 名の方を対象に育成講座を受講していただいたということです。18 年からこの事業をやっておりますので、かなりの人材育成も図られてきたというようなことでございます。

この事業につきましては、18 年度からやってきたということもあって、21 年度に終了してきたわけですが、今後リスクコミュニケーションを各地域で推進していくことは非常に重要ですので、これまで育成してきた育成講座の受講生に協力をいただきながら、各地域で私ども食品安全委員会と各地域と連携した形でリスクコミュニケーションを推進していきたいと考えております。

したがって、過日決定いただきました 22 年度の食品安全委員会の運営計画の中におきましても、今後はリスクコミュニケーターの活用といいますか、協力といいますか、そういった形のところに重点を置いて、より効果的で効率的なリスクコミュニケーションを推進していくという形で展開してまいりたいと考えております。

○ 早川座長 いかがですか。

○ 阿南専門委員 旅費や文房具代というところが理解できないです。その範囲でとおっしゃっていましたが、それでも。

○ 西村総務課長 つまり予算の執行状況という形で整理をしてしまうと、早川先生がおっしゃったように、結局どういう事業をどういうふうやったかがテクニカル過ぎてわかりにくくなってしまうので、具体的にどういう事業をやったかという形でここでは整理をさせていただいたということでございます。

○ 早川座長 簡単に言うと、もっとやりたかったのだけれども、お金がなかったのでできなかったくらいは書く。そうすると次につながるだろうと。先ほどのリスクコミュニケーターの話ですが、これも 18 年度からということで食品安全委員会がまさに主体になって、予算をつぎ込んでやるということについては、一定限度の役割を終えて、次のステージとしては地方との連携を深めながら、むしろ地方に軸足を置きながら食品安全委員会としては、言ってみればバックアップとしてやっていく。したがって、それについての例えば予算がそういう意味では縮減していくような方向にもある。

これは例えばでして、私は内情がわかっていないので勝手に言っているわけですが、

も、もしそういうことであれば、予算的には少し縮減していくのは方向の転換ということですね。おっしゃっているのは、そこら辺の理屈が何円という話ではなくて、平たくわかればいいという話ですね。

○阿南専門委員 先ほどおっしゃった研究費のところも重要なので、そこへの手当という点で言うと、その辺は絶対重要なのだと言えるだけのそういうものがあつた方がいいと思います。予算全体が13億円くらいしかなくて、それは大変なことだと思うので、もう少しその辺を私たちからも言えるような、何をやりたいかということが明確になるようなものを出していただければと思っています。

○早川座長 リアリティとしてはなかなか難しいとは思いますが、企画専門調査会から是非そのところは充実してほしいというような要望で、予算要求に向けて頑張ってくださいという意味だと思います。リアリティとしては今の財政状況の中で、食品安全委員会としての一定の枠が予算的にはめられているけれども、少なくとも要求することは要求する。そういう形かなとは思いますが。その中で先ほどのような各運営計画と実施状況をお互いに照合して、いろいろな政策転換とかめり張りがどこにあるのかを少し書いていただけると、一つの後押しになるかもしれない。そういう感じを私は持っておりますけれども、よろしいですか。

そういうことは可能ですか。数字を入れるとか、そんな難しいことではなくて、言ってみれば、重点施策がある程度使命が終わったこと。あるいはもっとやりたいのだけれども、お金がなかったのでやれなかった。それに対しては我々がもっとやるべしということであれば、もっとやるべしという声があると。あまり大した力にはならないと思いますが、それを背景に予算要求のときにとりあえず言ってみる。あるいは予算要求の計画をつくるときにそこら辺を配慮してやると。

そういうことでないと、ここで計画と状況とだけをただ並べて、お聞きしている限りでは、それはそうでしょうねということになるわけですが、もう少し前に向かっていこうと。多分、委員の先生方も食品安全委員会を是非応援してサポートして、必要なことに関してはもっと声を大にして進めていきたいという思いでおっしゃっているのだろうと思いますので、わずかでもいいですから、そこら辺がこういうものに言葉を一言二言加わるとよりいいのかなと。そういう趣旨ですね。

○西村総務課長　まさに今、先生がおっしゃったようなことについて御意見をいただき、それを踏まえて来年度の予算要求なり今年度の予算の執行に生かしていくために、この事業報告を御審議いただいているわけでございますので、そういったことについて御意見をいただければと思います。

具体的に今日のこれからの審議の中で、ここのところについてはこういうような実施状況だということだけれども、ここのところはもっとこうしたらいいのではないか、あるいはここのところはおかしいのではないか。終わってしまったものはなかなか直せませんが、具体的な御指摘をいただければ、それについて今年度の執行ないしは来年度の予算要求に向けて、是非反映させていただきたいと思っております。

ですから、例えば研究費の予算については、予算額がそもそも少ないではないかという話はざくっとした話としてはあるのですけれども、今後、具体的にこういう部分を強化すべきではないかとか、そういった具体的な御指摘をもしいただければ、あるいはこの事業報告の中でこういうことをやっているようだけれども、こんなのは無駄ではないか。あるいはもっとこういうふうにしたらいいかという御指摘を是非いただきたいと思います。それはちょうど今、23年度予算に向けても検討をしているところでございますので、是非それを踏まえて進めていきたいと思っておりますので、是非この事業報告書の審議をそんなふうに進めていただけると大変ありがたいと思います。

○早川座長　という趣旨でございますが、先生、どうぞ。

○渡邊専門委員　研究費のことですけれども、恐らくここで研究の詳しいことを言っても具体的なものはわかりにくいと思うので、各専門調査会が全部で14で、14に比べると年間が5題です。1調査会が題を出して1つもらうために、少なくとも3年かかるわけです。それはナンセンスなことで、少なくとも1課題が各専門調査会から毎年出るような仕組みくらいが最低あってほしいと個人的には思っています。

そういう意味で、まずは各専門調査会に投げて、どういう問題の案件があるか。それを予算にどういうふうに反映させるのかという具体的なものを聞かれてはいかがでしょうか。そして、それをここに反映させて具体性を持たせて、予算要求に上げていくというのが一つのやり方かと思います。

○早川座長　どうぞ。

○佐々木専門委員 私も国のシステムはよくわからないのですが、少なくとも科学系の研究費については食品安全委員会だけで要求して通るものではなくて、国全体の科学研究費のたしか５か年だったと思いますけれども、その研究の項目の中に入らないと毎年の予算にも振り当てられないような体制があったと思います。

今、進んでいる５か年計画の中には、食品の安全に関する研究事業が入っているので、食品安全委員会がその予算も確保できると聞いています。恐らくそろそろ次の５か年計画が審議されていると思いますけれども、漏れ聞くところによると、その中に食品安全のテーマが入っていないと。このままで行くと次の段階では食品安全について、いわゆるイノベーションに関わるような研究以外はなかなか採用できないのではないかとということを聞いていまして、とんでもないなという感想を一つ持っています。

もう一つは、調査事業ですね。研究と同じように評価をするときには、世界各国でどういう研究が行われていて、どういうデータがあるのか。あるいはどういう問題が発生しているのかという調査が必要なのですけれども、それについてもつい先だって、たまたま仕分け事業を見ていたら、内閣府の仕分け事業の中に食品安全委員会の調査事業が対象になっていました。結論はよく知らないのですが、仕分け事業の対象になったんだという感想を持ちまして、食品安全に対しての研究や調査事業の重要性ですね。何か問題になると一番先に食品の安全はどうなっているのだと言うにもかかわらず、政府なり行政としての位置づけがあまりにも低いなという感想を持っています。

ただ、これはこの運営状況の中に書くというよりは、今後の運営計画とか食品安全委員会の改善計画の中に研究を強化するとかありましたね。あの進捗の中でもっと内閣府なり、どこに予算要求をしたら通るのかはよくわからないのですが、食品安全委員会として声を大きく上げていく必要があるのではないかとこの１か月くらい非常に強く感じていましたので、お知らせしたいと思います。

予算執行状況についてですけれども、いわゆる事業費として支給されている予算が付いている部分は別なのですが、普通は予算を占めるときには、例えば意見交換会があろうが学習会があろうが会議があろうが、仕分けされる費用は交通費だったり会場費だったり人件費だったりというふうに振り分けられて、結果として固定費だったり、そういう仕分けになるので、その細かいものについてはトータルの費用はわからない締めになると思いますので、事業として大きくやっている研究や調査やリスクミというところで漠と、これくらいの予算があって、これくらい使って十分できたのか、不十分だったのかということが

わかればいいのかと思います。

研究費についてですけれども、たまたま研究運営委員をやっていますので、予算の配分のときには非常に悩みます。そもそも予算が少ないということと安全性を評価する試験はどうしても動物実験や長期の慢性毒性を見るということで、本当にお金が必要です。ですが、トータルの予算が決められていて、そうすると何件選ぶと1件当たりは減るなとか、これを採用したいのだけれども、これを採用するとほかの研究は取れないなというような場面が始終あって、いっぱいやりたいときには、このラットの数を減らしてもらおうとか、実に細かいことを討議します。

ですから、そういったようなことも企画専門調査会の方には、事務局の方から結果というよりは、そのプロセスですね。こういうふうにして決めているんですよということをお知らせいただくと、もうちょっと理解が深まるのかなという感じがしますので、よろしくお願いいたします。

○早川座長 事務局の方で何かコメントはございますか。どうぞ。

○本郷情報・緊急時対応課長 今、佐々木先生から、予算配分のプロセスについてもしかりと委員の先生方に御説明するべきだという御指摘でしたが、その前の渡邊先生から質問をいただいたことに対しても丁寧にお答えいただきました。私から答えなくても済むようなしっかりとした説明をしていただきまして、大変ありがとうございました。

全体としては予算がなかなか増えない中で、きっちりと全員の要望に対して対応していくのは難しいという面もございます。その中で専門委員の先生からも御審議をいただきながら、優先順位を考えて選択していくしかないのかなとも思っております。

行政事業レビューで調査事業が対象になったという御指摘がありましたので、その状況について簡単に御説明申し上げたいと思います。調査事業につきまして御審議いただきまして、結果的に行政事業レビューは、基本は予算を削減することを目的としてやっているものなので、基本的に厳しい御指摘ばかりをいただきました。結果的には入札の仕組みなどを中心として、大幅な改善という裁定をいただいております。大幅な改善というのは、仕組みを変えるということだと思っておりますので、事業の中身まで否定されたとは思っていません。そういった指摘を受けながら、入札の仕組みを変えるなどして、必要な事業の予算についてはしっかりと確保していくように努めたいと思っております。

○早川座長 これは国全体として、科学技術予算をどういうふうに入投していくかということは、やはり内閣府が決めているのだらうと思います。総合科学技術会議自体が総理大臣が議長で、農水とか厚労とか経産とか幾つかの大臣が現行に関わることは現行研究の中で、あるいはグリーンイノベーションやいろいろな大きなテーマがあって、これからの5年間とか、そういう施策を決めていっているのだらうと思いますけれども、そういう中で食品安全委員会に関しては、今あるいはこれから何年間のポジションは大体どんな感じでしょうか。政府の方針として、もしおわかりになれば。

○大谷事務局次長 詳しい用語は少し不正確ですけども、座長がおっしゃいましたように、総合科学技術会議がちょうど今、次期5年間の科学技術基本計画についてのパブコメを始めました。その中では佐々木専門委員が御指摘のように、イノベーションが非常に強調されています。グリーンイノベーションとライフイノベーションです。ライフイノベーションの中は完全に医薬だけです。前回まではライフの中に食品も入っていたので、その中できちんと読めたということになります。

食品がどこに入っているかといいますと、ずっと読んでいくと後ろの方に、国民生活の基盤支えるという項目があります。その中に食料の確保とか資源の確保、リスクの管理という言葉が入っています。

今回のパブコメの特徴は、ペンディングのPというマークがあちらこちらに入っております。通常ですと、そういう計画をつくるときに我々のところにもある程度相談が来て始まるのですけれども、今回はそのPを付けて、基本的にはパブコメで対応をするという方針が出ています。私たちの方ではパブコメに対して意見を出すという対応をしますが、我々が直接書くわけにはいきませんので、いろいろな専門調査会の先生に、国民生活の基盤を支える項目の食料の確保とリスク管理と書いてあるところに、リスク評価と食品安全という言葉を入れるという意見を出すことを、お願いしているところです。

○早川座長 委員の先生の中でいかがですか。何か御意見はございますか。

これは例えば食品安全委員会自体が内閣府の中であって、そこ自体が非常に大きな声を上げていくというのは今の仕掛けの中で、つまり突出したという意味ですけども、要求を出していくのは難しいところがあるのかなと現実的に思います。一方で、この委員会は食品安全委員会そのものではないわけですね。言わば国民の声を代表して、それを食品安全委員会に向けて、いろいろな要望とかも入れて、それを何とか政策的に実現していただ

こうと。そういうポジションも持っているわけです。

ですから、そういう趣旨で各専門調査会で国民のためにこれだけやってくれと言われて
いるのだけれども、まずは委員の手当からして、そうではないではないかとか、あるいは
研究費がそれぞれの専門調査会にそんなにちゃんと付いているわけではないではないか。
それで安全リスク評価をやらせようと言うのですかという話も含めて、あるいはこの企
画専門調査会の中で、こういうことについては、国民の声として要望したいというような
持っていき方はできるのか、できないのかということですから、いかがですか。

○西村総務課長　ありがとうございます。今のは多分2つの話があって、1つは大枠とし
て、そもそも国全体の例えば科学技術予算の中で食品安全というものをもっと重視してい
くべきではないかというような話。それから、今ある予算を食品安全委員会がどのように
効率的あるいは有効に執行していくかというチェックの問題と多分2つあるだろうと思っ
ます。

前の方の大きな枠の中でもっと声を上げていって、食品安全については予算も取るべき
だし、重点的にやっていくべきだということについては、この調査会でいろいろと御発言
をいただければ、私どもも予算要求なり政府全体の中で、そういったアピールをする機会
の中で調査会でもそういったことを言われているのだということで、場合によっては議事
録を引用したりして使うということができるので、大変ありがたいと思っております。

勿論それ自体は今日御審議いただいている事業報告とか、そういうものの中に反映する
というよりも、多分そういった外向けの使い方としては使えるのかなと。そういうような
御意見をいただければ大変ありがたいということです。

もう一つは、今ある予算を効率的あるいはどう有効に使っていくかということで、例え
ば先ほど渡邊先生が言われたように、専門調査会の意見をもっと聞いてやっていくべきで
はないかということがあれば、それについてはそういうふうによれるかどうかは是非検討
してみたいと思いますし、あるいはこういうところは効率的ではないのではないかという
御指摘をいただければ、それについては食品安全委員会の方でできることですので、そ
ういものについては、なるだけ次の機会には手早く対応をするということになるかと思っ
ております。

ちなみに先ほど情報課長から御説明をしました内閣府の行政レビューは、結論的には廃
止ということにはならなかったのですが、5人の有識者の判定としましては、2人は廃止、
2人は大幅な改善、その他1人でございまして、最後に政務官のとりまとめとしては、廃

止という意見があったことも踏まえ、大幅に改善をするという結論になっているところでございます。

私どもとしては、議論の中では必ずしも事業そのものに対しての存続の議論がなかったように理解していますので、なるたけ入札など具体的に指摘を受けた点について改善をし、効率的に執行していくというようなことを考えていくべきなのかなと理解をしていますが、投票の中では廃止が2件もあったという状況ではありますので、こういった事業の重要性につきまして、先生方から是非御支援の発言なり、あるいは外でのアピールをしていただくことは大変ありがたいと私どもも思っております。

○早川座長 ここは別に政治の場ではないので、政治的なことを言うべきではないと思いますが、政権のスローガンは生活が第一ということです。生活が第一はどういうことかという、健康で文化的な生活を国民に保障しましょうということだと思えます。先ほど、医薬品だけが残って食品が落ちたというのは、その趣旨から言うと食品自体はまさに生活の根幹をなすものでありますので、その生活が第一ということに対して、ある意味ではびったり入る一つの要素だろうと。

そういうことがどうして声として上がっていかないのか。例えば政府のこれから5年間の政策を決めるところがそれに対して、もし十分な注意を払っていないということであれば、これはこの国の政策としては必ずしも妥当ではないのではないかということを食品安全委員会が言えるかどうかです。例えばですよ。

イノベーションということがもう一つのキーワードになっている。確かにイノベーションは、この国のいろいろな意味での生活を第一にするためには、ベースメントとして医薬品もあれば食品もあるわけですがけれども、ベースメントとして、それなりの経済的なバックボーンがないといけない。産業を興していこうということだと思えますけれども、例えば食品のリスク評価。これは環境の問題も同じですがけれども、そういう中で要するにリスク評価をしていく技術を十分に開発していくということは、非常に大きなイノベーションなわけです。そこから産業のいろいろな形でできてくる。

そういうリスク評価を基にしたマネジメントをやるに対して、それは産業的に非常に大きな意味があるというような理屈を多分立てようと思ったら、医薬品と同じなので立てられるのではないかと思うのですけれども、そこまで企画専門調査会なり食品安全委員会が言うのかどうかということですが、意識の底にはそういう認識を持っていた方がいいのだろうと。少なくとも食品に関してはですね。これは何でも一種のロジックとして、イノベ

ションと食品が関係ないというのは全くの大間違いであって、食品は生活のベースメントであるとする、非常に大きな産業であるわけです。その産業を正しい方向に育成していく、あるいは世界的に羽ばたいていくためには、どうしてもリスク評価をして、安全な食品をいい形のマネジメントをして、産業化していくことがどうしてもあるわけで、何でその視点が欠けるのか。

済みません。私が演説してはいけないので、そこをもっと消費者団体もきちんとロジックとして、ああしてほしい、こうしてほしいという被害者意識的なことと言うのではなくて、もうちょっと一歩二歩前に踏み出して、そういう意味での座り方をする。これは消費者庁に座るのかどこに座るのか知りませんが、是非そういう形で市民団体としてはやっていきたいと。私ばかり演説して恐縮です。どうぞ。

○**迫専門委員** 今の座長のコメントについては賛成でございます。ここの部分を適正に議事録の中に残していくという作業が次に必要なのではないかと。つまり委員の合意の下にこういう議事録がつくられていくところが一つ必要なのではないかと思います、是非これについての賛否を座長の方から取っていただいて、きっちりと後に動いていただくための手段に使っていただければと思っております。

○**早川座長** どうぞ。

○**今井専門委員** 私も今の御意見はすごく賛成です。私は一般的な主婦で栄養士ですがけれども、今の御意見を本当に反映していただかないと、医薬だけだったというのはすごくショックで、どうしてそこで食品が取り除かれたのか。その理由が知りたい。

もう一つは、大変申し訳ないですがけれども、その場において意見を申し上げられない。国の公の方々が弁明できないのも不思議です。これだけの会議をしていて聞いていたら、当然、先生方の御意見などは皆さんは知っていらっしゃるわけですね。

例えば会で反映された意見を、早川座長がおっしゃったことを今までも散々そういうのは討議されていたと思います。国の公の皆さんがそこで代表しておっしゃれないのが、私は不思議です。何のためにそのデスクにいたのかなと。

食品の事業仕分けを私も見ていました。あのときにびっくりしました。でも、あの方たちに負けないくらいの御意見が言えないのが、また私は不思議です。こういうお仕事を長くされているのに、その場できちんとお答えができないところが不思議です。答えができ

ないというのは、それだけ勉強不足ではないかと。

本当にごめんなさい。私は普通の者なので、それしか言えませんが、あれは見ていると向こうも相当勉強してきています。それに備えて勉強していかないといけないです。それをできないで、ただのこのこと帰ってくるということ自体が不思議です。個人的ですけども、今、座長がよくぞおっしゃってくれたと。やはりこういった御意見をきちんと踏まえて、反映していただきたいと思っております。よろしくお願いします。

○早川座長 私は火に油をそそぐつもりで言ったわけではなくて、応援団のつもりで言ったわけでございますので、そういう感じを少し打ち出していただければ、私たちも会をやっている意味があるのではないかと思います。もし関連してあれば、ほかにいかがでしょうか。

それでは、話があちこち飛んでしまったのですが、9ページのリスクコミュニケーションに促進というところで何か御意見がございましたら、どうぞ。

○山根専門委員 その前に5ページの辺りでもいいですか。評価の実施のところですが、たくさんリスク評価をされて、管理機関の方へ返してということをしているわけですけども、その間に全部の案件に関して国民の意見募集をされているわけですね。それを実施状況の中に、国民からの意見募集をしているということも一応書いておいた方がいいのではないかと感じました。

ついでに言いますと、意見募集に関して報告書を読み解くのが大変難しいと言うこともありますし、国民の関心の高いような案件に関しては是非積極的に消費者とか消費者団体に審議結果の報告や意見募集に当たっての説明など、情報提供として尽くしていただけるといいなと思っています。

以上です。

○早川座長 よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。食品健康影響評価のところでも追加の御発言がございましたらお願いいたします。どうぞ。

○佐々木専門委員 教えていただきたいのですが、4ページの真ん中の辺りに座長会を行ったというのがありますが、これはこの年で初めてですか。前からやっていましたか。

○北條評価課長 座長会については昨年度に実施しておりますが、その前にも開催しております。恐らく3回ほど実施をさせていただいております。

○佐々木専門委員 要するにやったというだけではなくて、よかったとか悪かったとか、そういうのは必ずあった方がいいのかなと。こういうことをテーマにして情報共有化したとか、何か書いておかないと、ただ会合を開いただけで目的があって、この3つに分けてやったとかはあると思うので、そういう表記をしていただければいいのかなと思いました。

5 ページの上の方に「参考」とありまして、その次の○ですが「審議の過程で必要な資料が不足していることが判明したときには」という記載は前からあると思います。だんだん減ってきたのか、相変わらず資料不足が目立っているのかというのはいかがでしょうか。

○北條評価課長 実態を申し上げますと、解決は進んでいないというところでございます。特に食品安全委員会の非常に大きな課題でございますポジティブリスト制度に関する案件については、ポジティブリスト制度がゆえに、これは世界各国で使われている、あるいは可能性のあるものを対象としているという関係で、なかなか生データがそろっていないものも非常に多いということで、この辺のところがポジリス制度関連品目の評価に当たって非常に大きな論点になっている状況でございます。

○早川座長 よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、先ほどの第4のリスクコミュニケーションにつきまして、何か御質問やコメントがございましたらお願いいたします。

リスクコミュニケーションは全体的に局部的というか、各都道府県で開かれているケースが多いですね。そうしますと、そのこと自体が例えばカンピロバクターについても福岡県と東京都の方はコミュニケーションをするチャンスがあるわけですが、実際にそれはすべての国民の方がある意味ではコミュニケーションのできるチャンスがあった方がいいのですが、そこら辺の地方でたくさんやっているという話と、全国的に会合を開くというのは難しいのだらうと思いますが、そういうものを何とか全国版にしていく。コミュニケーションをした後、とりあえずそこでの状況を踏まえながら、次の方策として、全国的なコミュニケーションにつながるような、そういう形のものを考えておられるのか。あるいはもう既に実施されているかということですが。

○新本リスクコミュニケーション官 意見交換会自体はおっしゃるとおり、地域なり東京でやる場合もありますけれども、参加者は50名とか100名とか、そういう形になってしまいうわけですが、私どもはこういった点での取組みを広げることは非常に重要だと考えております。意見交換会でいただいた意見や質問のやり取り、そこで私どもが使った資料についてはホームページで公開をして、議事録も精粗がありますけれども、どういう議論があったかというものは載せるような形にしまして、ホームページに載せたものについてはメールマガジンということで、まだ会員数は8,000を超えたところでございますけれども、そういった形でできるだけ参加者以外の方々にも広くこのやり取りを知っていただくということで取組みをしているところでございます。

メールマガジンとかホームページといった媒体だけではなくて『食品安全』という季報という形で、わかりやすいイラスト入りのものも年4回出しております、そういった中でも意見交換会の開催をしたというような状況についてはお知らせしてございまして、ほかのツールと合わせることによって、できるだけ普遍的な広がりを広げていきたいということでやっているところでございます。

○早川座長 今回のホームページあるいはメルマガをどれだけ普及できるかということと、認知していただけるかということと関連している話なのだろうと思います。それはどこかに書いてあったかもしれませんが、そこら辺はいかがですか。

○新本リスクコミュニケーション官 資料2の13ページの方に、まさに「5. 情報の提供・相談等の実施」の欄にありますけれども、右の欄「(1) ホームページ等による情報提供」ということで、21年度にやった取組みを整理させていただいてございます。今後の話としては、22年度の運営計画の中でも意見交換会とホームページあるいはメールマガジンとの連携を一つの課題として取り上げて、そういったものは引き続きやっていくという整理をしています。

○早川座長 どうぞ。

○渡邊専門委員 私もあまりITのことは詳しくないのですが、コミュニケーションが非常に重要だということで、うちの研究所やいろいろなところで市民講座とかをやっているのですが、そこで今YouTubeという画像配信ができるシステムがあります。いろい

るなところでリスクコミュニケーションのために意見交換会をやっているわけですので、それをダウンロードまたはアップロードをしてやるというのも一つかと思います。

資料もプライオリティーの問題とか、いろいろなことがあるかもしれないですけども、恐らくこういうところに出すものは、あまりそういう問題がないようなものが出されているので問題はないと思いますが、資料をダウンロードするのもある意味の制約がそこでかけられると聞いていますので、そういう心配がある場合には、ある程度のレセプションがかけられるような IT がたくさん出ていると私も聞いています。そこは詳しくないのでわかりませんが、その辺を勉強なされるといろいろな活用の仕方があるのではないかと。別にその場所に行って意見交換会をやらなくても、その画像をだれも見られるというシステムがあるはずですので、うまく IT を利用されるといいのではないかと思います。

○ **早川座長** 最近 iPad がだんだんポピュラーになってきていますけれども、例えば今までのゲームソフトメーカーでも iPad のシステムに入るようにできれば、一気に範囲が拡大するという話を聞きました。食品安全委員会として、それはあまりオーソドックスではないのかもしれませんが、食品と聞いたら食品安全委員会、リスクと聞いたら食品安全委員会というのが例えば iPad で出てくる。つまり、いかに知っていただくかというのは、今の時代ではメディア的に顔をさらすことがとても大事なことの様な気がします。

渡邊先生の You Tube の話は、これから少し研究していただいて、最近のスローガンは国から地方へですが、このケースは地方でのコミュニケーションを核にして、更にこれを国レベルとか全国ネットに乗っけていく中で、IT の利用を是非工夫していただければという感じがします。今回の状況説明とは関係なく、これからに向けてのお話だと思います。

ほかにはいかがでしょうか。どうぞ。

○ **佐々木専門委員** 15 ページに DVD をつくったとか、訪問学習の受入れを行ったと書いてありますが、もし可能であれば実績ですね。DVD は幾つは配布したとか、これはホームページにも見られるように張ってありますので、どのくらいの方が見たのか。そういう数を示すことも大事ではないかと思いました。ちなみに小学校高学年用と書いてありますが、私も見ましたが、結構うけまして、なるほど、こういう表現の仕方があるのかとか、このくらいの年齢の人にはこういう言い方がいいのかと非常に勉強になりました。

恐らくここにいらっしゃる方もあまり見ていないのかなと思いますが、食品安全委員会としてこういうふうに使った場合は、会議の中にでもプレゼンをしていただけると、それ

をまたそれぞれのステークホルダーの場に帰って普及できますので、少なくともアニメーションの方は是非御覧になっていただきたいと思います。

恐らくリスクコミュニケーション専門調査会では御覧になっているかと思いますが、評価の方も今回は添加物と農薬だったのですが、例えば新開発だってどうなるのだろうとか、いろいろなアイデアが出ていると思いますので、よけいですがけれども、実績として、ここに書かれるのと、食品安全委員会の専門委員にそういうものを見るような機会を設けていただけたらと思います。

○早川座長 どうぞ。

○迫専門委員 全般的なリスクコミュニケーションの促進についての書きぶりについて、意見を言わせていただければと思っています。運営計画（案）、報告書、報告書のポイント全体を通じてですが、リスクコミュニケーションの部分が何を何回やったかという実施した回数が主体であって、その内容とか質的なものについて、ほとんど触れられていないところに問題があるのではないかと。

国民との意見交換という重要な場面の中でどういう意見が出ていて、それがどこに反映されたのかというところが入って、初めてこのリスクコミュニケーションがこれだけ回数を重ねることに意味があるのだと。そういうところの論理につながっていくのではないかと考えております。

予算的に22年度が難しくなっているということはあろうかと思いますが、そういうところをきちんと示していくことによって、次の予算獲得等へもつながっていくことだと思いますので、是非、内容部分の主だった意見であるとか、それがどういうふうに反映されていていっているのかがわかるような書きぶりをしていただければありがたいと思っています。

以上です。

○早川座長 ありがとうございます。それでは、よろしくお願いいたします。

○清水専門委員 リスクコミュニケーションに関してですが、今、委員をしていて何を考えているのかなどと言われかねないのですが、私は中央労働災害防止協会というところにいまして、先日、事業仕分けにあっているわけです。労働安全衛生のために中災防

が仕事をしているわけですが、その事業仕分けは、仕事をしたことによってどのくらい災害が減って、どれくらい予算的には貢献したのかという質問を受けて、理事長は答えられなかったわけです。そもそも難しい質問だと思います。

それと同じように、このリスクコミュニケーションを食品安全委員会でも各地でたくさんやっていたらいい。これは大変な作業だと思います。リスクコミュニケーター、ファシリテーターあるいはインタープリターという人たちを育てている。私はそもそも公衆衛生出身ですから啓蒙する、あるいは人材を育成するのは非常に大事なことでと思っています。

ただ、そういう事業仕分けの考え方からいくと、それをやることによって、どのくらいの効果が上がっているのか。今、迫専門委員がおっしゃったようなことです。あるいはインターネットで配信する。もっとそれを増やせないのか。増やすためにはどういう努力をしているのか。メールマガジンの受信者は8,000人で、それをもっと増やさなければいけないのですが、ホームページにアクセス数がどのくらいあるか。そういったような数値の記録は非常に大事なことであると思います。

こういうリスクコミュニケーションのやり方は日本独自のやり方なのか、外国でも同じようなことをやっているのか。あるいは外国でもっといいことをやっているのか。その辺の情報を私はあまり持っていないので、もしお持ちでしたら教えていただきたいのですが、リスクコミュニケーションをしていく上で、いろいろな媒体を通じてやるということそのものが非常に大事なことでないかと。ただ、その効果をどういうふうに評価するか。その辺をもう少し考えるべきではないかと感じております。

以上です。

○早川座長 事務局の方で何かございますか。

○新本リスクコミュニケーション官 効果の点でございますけれども、リスクコミュニケーションにつきましては、このプロセス自体は、透明性なり公開性を確保する。あるいは国民の意見を反映するということで必要なプロセスでございまして、このリスクコミュニケーションを通じて、リスク評価あるいはリスク分析の御理解をいただくことも非常に重要だと考えています。

数字で把握をすることは非常に重要だと我々も考えていまして、例えば意見交換会をやった後の理解度についてはアンケートでやってございまして、これまでリスコミの

手法の改善に取り組んだこともあって、ここ何年かは理解度も8割近くに上がっているという形で把握してございます。

あとは国民全般のリスクに対する不安度といったものも毎年把握してございまして、例えば残留農薬や食品添加物など個別の品目について、とても不安だという方々のパーセンテージは減る方向にあるということで、各省を含めた我々のこれまでの取組みの効果が一定はあるのかなと考えてございます。引き続き公開性、透明性あるいは意見を把握するためのリスクコミュニケーションということで改善をする必要があると考えてございます。

外国との状況ということでお尋ねがございましたけれども、私どももこれまでリスクコミュニケーション専門調査会の場で外国の状況などを平成15年以降、外国の方をお招きして連携をしたり、いろいろな取組みをやってまいりました。国によって違うようでございますけれども、例えばヨーロッパのEFSAでは、1つはインターネットやホームページなどを通じた情報提供という部分。あとはステークホルダーごとの個別のボードと言うらしいのですけれども、そういったところでリスク評価結果をやり取りしているという取組みをやってるとか、国によって若干違うようでございます。日本の場合も意見交換会だけではないのですけれども、意見交換会という形のところは、どちらかというと少ないと聞いてございます。

ただ、これまでのリスクコミュニケーション専門調査会の議論の中で、双方向性の高いリスクコミュニケーションということで、特に意見交換会についても小規模あるいはグループワークなどを取り入れたものが必要だということも受けまして、今日、御報告をさせていただいたような、さまざまな取組みをやらせていただいているところでございます。

○早川座長 よろしいですか。どうぞ。

○服部専門参考人 お聞きしようと思ったら、今、御発言があったのですが、例えばリスクコミュニケーションをやって、こういう成果が上がったということを報告書に書いていただいた方がいいのではないのでしょうか。回数をやりましたというのではなくて、やったことによって、アンケートで理解度がこういうふうに深まったということの方が、回数を何回やったということよりは大事なのではないのでしょうか。

○新本リスクコミュニケーション官 ささまざまな取組みをやってございますので、1つの数字だけで表すのが可能かどうかは検討させていただきたいと思いますが、委員が

おっしゃいましたように、内容的なものを何らかの形で書けないかということについては、検討させていただきたいと思います。

○早川座長 実績も大事ですから、数を上げるのも大事だと私は思いますけれども、プラスαでどういう効果が上がったか。

○山崎専門委員 見当外れにならなければいいと思ってお聞きするのですが、地方公共団体との連携の中でのリスクコミュニケーションの開催という点において、お聞きしたいと思います。

リスク管理をする方たちの知識がとても足りないと感じる地方の会議にたまたま参加することがあります。やはり管理する方たちがいろいろな化学物質のリスクについての知識が少ないために、市民に正しく伝えられないというジレンマがあるのではないかを感じてしまうことがあります。ここにはそういう方たちとのリスクコミュニケーションがあまり出ていないと思いますので、できたら御検討いただければどうでしょうかと思いました。リスクコミュニケーションの対象者という意味ですので、ここで言うべきことかどうかはわからなかったのですが、お願いしたいと思います。

○早川座長 ここで言っているリスクコミュニケーションは、リスク評価に関連するリスクコミということで、多分リスク管理に関するリスクコミというのがあって、そこは管理をやっているところが基本的にはやっているのだろうと思いますけれども、何かございませんでしょうか。

○新本リスクコミュニケーション官 リスク評価とリスク管理との連携ということで、各省とも連携をしながらやっているのですけれども、私どもは地方公共団体に対しましても、リスクコミュニケーションということではないかと思いますが、講師派遣という形で、例えば食品衛生監視員さんたちに対してリスク分析の考え方なり食品安全委員会の役割などについて講師依頼という形で受けて、我々事務局の者が行って御説明をさせていただくという場を通じて、できるだけ地方公共団体でリスク管理をやっている方々にもリスク分析なりリスク評価、あるいは食品安全委員会の役割を理解していただきたいということで、そういう活動をやらせていただいております。

この資料の中でも、講師派遣が98回ということで昨年度の実績がありますけれども、そ

の中には、地方自治体を対象としたものも入っているところがございます。

○ **早川座長** そこがまだ本当の意味で浸透し切れていないところが局部的に表れているところに遭遇されたということなのかなと思いますけれども、これから是非リスク管理をやる方に関するリスク分析の側からのコミュニケーションをしっかりとっていただきたいということだと思います。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

○ **阿南専門委員** 今のお話とも関連するのですが、実は消費者にとってみれば、リスク評価の意見交換会よりも、実際の暮らしの現場で使えるリスク管理の部分を含めた意見交換があった方が、より暮らしには役立つわけです。そうしたニーズを掘り起こすような取り組みは、やはり地方でそれぞれのところで大事だと思うので、例えば母親学級の中で、魚介類のメチル水銀の摂取について、今度、厚生労働省で Q&A の見直しがありますけれども、そうしたものについて、ちゃんと情報提供をしていくとか、そういう場が本当にこまめにいろいろな場で持たれることが非常に重要だと思います。

カドミウムの話や食中毒の話、消費者庁の事故情報データベースには、やはり食中毒で寄せられてきているわけです。そこに対して、どうやって消費者の理解に注意喚起をしたり、リスクミをしながら、それをわかってもらうかということはとても大事なことで、そこに食品安全委員会が適切なフォローができる。情報をちゃんと説明することができる。厚生労働省や農林水産省との連携が非常に重要になってくるとは思っていて、決してそんなに下手ではなくて、実際にやられているところは結構やられているのですが、そういう情報がリスクコミュニケーションの総合調整機能が内閣府に行ってしまったので、ここで今までみたいに報告されないことになってしまっているのですが、理解を深める上では、その辺の情報もここに出された方がいいような気がします。

以上でございます。

○ **早川座長** 何かございますか。

○ **新本リスクコミュニケーション官** 各省との連携の部分については、資料の中でも各省との連携、あるいは地方公共団体との連携の件数でございますけれども、書かせていただいております。おっしゃるとおり現場的なニーズはリスク評価と管理とセットでリスク

ミをするのが非常に重要ですので、そういうことについては各省との連携、あるいは地方公共団体からの要望を踏まえる中で対応していきたいと考えてございます。

○早川座長 ほかにいかがでしょうか。とりあえずリスコミのところはよろしゅうございますか。

それでは、15 ページ「第5 緊急の事態への対処」については、何かございますでしょうか。よろしいですか。

それでは「第6 食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用」について、どうぞ。

○生出専門委員 第6の「3 外部の専門家とのネットワークの形成」で、右側には具体的なことが何も書いていなくて、「医師会、薬剤師会、獣医師会、栄養士会に対し、連携を働きかけるとともに、情報提供を行った」というのはよくわからないですけれども、具体的にはどういうことをされましたか。もし具体的な内容がわかれば、それを書いていた方が、逆に左側のネットワークの形成よりも実施状況の方がかえって下回っているような書き方になっているので、実態がわかれば教えていただきたいと思います。

○早川座長 もし何か御説明があれば、いかがですか。

○本郷情報・緊急時対応課長 具体的には、例えば獣医師会の学会に事務局の者が行って説明をしたり、あるいはホームページで各組織とリンクを張って、情報交換できるような仕組みの構築などをしております。あまり具体的に書かなかったことについてはしっかりと検討して、充実した内容となるように見直したいと思います。

○早川座長 よろしいですか。ほかにいかがでございましょうか。

それでは「第7 食品の安全性の確保に関する調査」という項がございすけれども、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、全般にわたって、更に追加的に書きぶりも含めて、どうぞ。

○山田専門委員 資料2ではなくて資料4についてです。これは書きぶりというより要望ですけれども、14 ページの「社会に発信されている不正確な情報への対応」という項目

がありますが、この機能が食品安全委員会にあるのであれば、右に書いてある「必要に応じて」とおっしゃらずに、是非毎回スピーディかつ、うるさくかみ付いていただきたいと思います。週刊誌等に非常に不正確な社会の不安をあおるだけの記事がたびたび載りまして、その都度、私どもが勤める小売業にはお客様から、何であんな危険な食品を扱うのだというようなおしかりをいただくのですが、食品安全委員会がそういったものに対して、いい加減なことを書くなという警告を出していただけることで、社会全般にいい加減な記事は書けない、その都度、食品安全委員会からしかられるという風潮ができることも、また大事ではないかと思いますので、是非よろしくお願いします。

○早川座長 マスコミの不正確な情報に対する対応策みたいなことだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○小野勸告広報課長 現代では情報があふれていますので、すべてのところまではカバーし切れておりませんが、特に新聞やテレビという主要なマスコミの報道ぶりを見ております。事実として誤ったことについては訂正を申し入れるということを行っております。ただ、週刊誌や個人で書く雑誌の記事まではカバーし切れていないのが実情です。

○早川座長 これはできる範囲で頑張ってくださいしかないので、もしもかもしれませんが、よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。

○酒井専門委員 資料３－１の報告書のスタイルの点で１つお伺いしたいのですが、15ページからは総括としてまとめられておりますが、先ほど委員の先生方から発言があったような内容を課題としては、この中に盛り込むとか、そういう方法論は取れないのでしょうか。

議事録だけですと議事録まで読まれる方は少ないかもしれませんが、お話があった内容を取りまとめた形で、もう一項目起こすということができれば、解決もするのではないだろうかと思いますが、いかがでしょうか。

○早川座長 今後に向けてという部分を少し付け加えるということだと思いますけれども、いかがでございましょうか。あまり詳しくは書けないと思いますが、ごく簡単なコメント的なことになるだろうと思いますが、事務局は可能ですか。

○西村総務課長 今日の議論で出た御意見をうまくまとめられるように工夫をしたいと
思います。

○早川座長 よろしく願いいたします。ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

○石川専門委員 今回初めて全体像が何となくわかってきたかなというところですが、私は学校保健もやっております、小児科医ということでこの会議に来る前に最初に御説明いただいたときに、こんにゃくゼリーといったことも含まれるという話も聞いたのですが、実はかむ問題が食品の方で知識が反映されない。窒息の問題は必ずかむ問題が出てきます。私も救急の現場で、おすしを詰まらせて窒息されている方。ある日はドクターズカーに乗っていて、1日のうちにおもちの窒息者を3回も見ただけです。そのうち1人は助かって、あと2人は亡くなる。あるいはかむ問題とか唾液の出る問題とか、非常に口の中の問題を食品のこんにゃくゼリーのところではイメージしてきましたら、あまり歯科の先生との連携が書いていなかったのも、あれと思いました。それが1つ。

もう一つは私は学校保健をやっております、食育の問題で地域差があって、食育の問題を頑張っているところ。例えば群馬県はすごく頑張っているのではないかと考えていますが、そういうところは全国的にもすごく地域差がありまして、この食育の問題を学校保健でやっているところとないところがあります。

そういう点では、このリスクコミュニケーションという問題で学校教育とも関係しているというのを聞いて、是非ここも広げてもらいたいと思います。今、子どもたちは You Tube などは簡単に見ています。先ほど You Tube の話もありましたし、コンピュータ世代ですから、先ほど DVD の話があって、私は見ていないのですが、子どもたちに食の安全とリスクの問題を流すと、きっと次世代にはその成果が出てくるのではないかと考えているので、是非そこを広げてもらいたいと思いますし、その点も歯科医の先生については検討していただいた方がいいかもしれません。

○早川座長 何かコメントはございますか。

○新本リスクコミュニケーション官 今、DVD なり教育等の連携ということで御意見をいただきました。私どももお子様たち、あるいはその親御さんに情報提供をするのは非常に

重要だと考えていまして、今の DVD についてはまさに学校の先生方に重点的に配付をさせていただいているところでございます。

もう一つ、副読本という形で、これは全国の中学校の先生方に見本として、まずお送りしたところでございますけれども、できるだけ学校教育の現場でも食品安全の仕組みなり、食品安全委員会の役割なり、そういったところも含めて御理解いただきたいということで、そういった副読本の作成などの取組みをやっているところでございます。

○早川座長 ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

○石川専門委員 記載の中で鶏肉中のカンピロバクターと書いてありました。これは教えていただきたいのですが、鶏肉中という言葉については、肉の中にカンピロバクターが入っているということを言っているのですか。表現ですけれども、私たちはうつるということをいろいろなところで教育しているのですが、基本的には肉の中ではないですね。表面ですね。要するにすごく大事なことは、鳥刺しを食べたときに、清潔な手で表面をたたいて火でやったら、カンピロバクターもサルモネラも基本的にはうつらないのではないかと考えているのですが、これは間違いでしょうか。この表記について、もしかしたら間違ったことを教えてしまうのではないかと思うのですが、あれは内臓を処理するときに付くわけですから、鶏肉中というのはいかなるものかなと思いますけれども、どうでしょうか。

○早川座長 どうぞ。

○局専門委員 基本的にはカンピロの場合は肉の表面だと思いますけれども、食べ方として、ミンチ肉にしたり、形を崩したものが食品として口に入る場合もあります。その場合はまさに食肉の中まで入り込んできている可能性は非常にあります。これはカンピロだけでなく、サルモネラやいろいろなものもそうですけれども、もしかしたら、その辺まで広い意味で考慮をした上で、鶏肉中という表現になっているのかもしれないと思います。経緯は私もわかりませんが、そのようなこともあるかと思います。

○渡邊専門委員 これの座長をやっているのです、確かに「中」というと誤解を生む可能性があります。ただ、主に今、先生がおっしゃるように、表面の汚染ということでの評価で

す。ただ、カンピロバクターの場合には、胆管から肝臓に入るという例も報告がされています。それは例えばレバ刺しとか、まれにはそういうこともあり得る。

そこは今回の評価はやっていないので「中」というのは英語で言うと on ですね。on が日本語に訳して「中」になってしまうと。

○石川専門委員 大変重要なことは、例えば卵のサルモネラはまた違うわけです。これは卵の中にいる。体の中にいるからですね。今おっしゃった胆管中の話で出てくるわけです。ここを正確に表記しないと、要するに表面を扱う手や食器類や調理類の清潔さをどうやって保ったら、ちゃんと食は安全なのか、私たちはそういう教え方をお母さんたちにしているので、中に入っているのは相当重大なことになるのではないかと考えております。

以上です。

○早川座長 既に出てしまっているのですけれども、何かいい表現はございますか。

○石川専門委員 今後よく考えていただいて、ということになりますね。

○早川座長 むしろ防ぐときにどういうふうな防ぎ方もあるのかということを、風邪と同じで手洗いやうがいの方が大事ですよという意味での防ぎ方に関して何かコメントがあると、一番いいかもしれないですね。

○渡邊専門委員 ここは報告書を見ていただければ、この意図する内容がわかると思います。1つは解体をやる工場による汚染。あとは主にレバ刺しを生で喫食した場合の被害でのリスク分析を行っています。ですので、ここで言われているのは、表面汚染がメジャーであるということは報告書の中にはちゃんと記載されているので、この題は食肉の汚染するカンピロバクターという記載にした方がよかったかもしれません。

○早川座長 言葉は難しいですけれども、食肉におけるとかにすれば。

○石川専門委員 食べ物からうつる食中毒の話ですけれども、私たちはお母さん方に言うことは、手洗いや調理器の水流しといったことを言うわけです。医療の現場で一番問題になるのは、例えば食中毒ではノロウイルスです。ノロウイルスは老健施設とかそういうと

ころがすごくはやるわけですし、あれは防げないです。なぜかという、すごい感染力で100匹のウイルスでも発症するといわれています。トイレットペーパーを30枚重ねても手に付いてくるわけです。だけれども、あれは流水でやるしかないという基本的なことがあるので、私は例えば食肉を摂取するときに、そういうものにうつる危険性があることをきちんと、食肉を調理をする段階にリスクがあることを正確に教えないといけないかと思っています。

以上です。

○早川座長　ありがとうございました。

○渡邊専門委員　これは先生がおっしゃるような形で、食肉におけるというのを「中」と書いてしまったところがまずいと思います。今は手洗いだけではなくて、先ほど申しましたようにカンピロバクターで一番の原因は生レバーです。生食が一番大きいのが今回のリスク評価で一番明らかになったことです。手洗いも勿論重要ですが、それ以上に重要なのが生食ですね。

○早川座長　ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、時間も迫ってきておりますので、今回、資料1から4につきましては、さまざまな御意見をいただきました。この御意見を踏まえて、修正をしていくということになるかと思っています。御意見の中には、今回の資料1から4までの中に、より具体的あるいはより正確に記述を訂正した方がいい。あるいは実際に実施したことについて、より詳細に反映した方がいいということが一つございます。それについては事務局の方で私も相談しながら反映していきたいと思っています。

かなり多く今後に向けて、こうした方がいいのではないかと御提案をいただきました。これは部分的には簡単なコメントとして報告書の中に盛り込めるところもあるかと思いますが、それ以外にこれからの予算要求や計画書作成というところに反映していくという形で整理させていただきたいと思っています。そういうことでよろしゅうございますでしょうか。

(「はい」と声あり)

○早川座長 ありがとうございます。それでは、そういう形で進めさせていただきたいと
思います。

(3) 平成 22 年度『自ら評価』案件選定の進め方について

○早川座長 次の議事に移りたいと思います。「平成 22 年度『自ら評価』案件選定の進
め方について」。事務局から御説明をお願いいたします。

○西村総務課長 それでは、資料 5 - 1 から 5 - 5 までに従いまして、御説明させていた
だきます。

自ら評価につきましては、単に諮問をリスク管理機関から受けて、それに対して返すとい
うだけが食品安全委員会の機能ではなく、自ら問題を発見し評価していくということが
大きな位置づけとしてあるところでございます。特に消費者、国民との双方向のコミュニ
ケーションということでも、この自ら評価は非常に大きな位置づけがされているところで
ございます。前回の企画専門調査会で 21 年度分ということで案件を決定していただきまし
たけれども、22 年度分について、今後どういうふうに進めていったらいいのかについて、
今日は御意見を伺いたいということでございます。

資料 5 - 1 は決定までのフローでございます。5 月ごろから各専門調査会の先生方に御
意見を聞いたり、あるいは具体的に各種の団体その他から、こういった自ら評価をやった
らどうかという要望書を受け取っていたり、あるいは食品安全モニターの方などから御意
見をちょうだいしたりしております。

また、ここでは外部募集という書き方になっておりますけれども、昨年度から一般の国
民消費者の方からの御意見を募集するということになってございます。これを事務局の方
で整理をして、その上で企画専門調査会にお諮りをし、2 回ほど御審議をいただき、年明
けからは親委員会の方で審議をいただいた上でパブリック・コメントなどを経て、案件を
決定するという流れになっているわけです。

本日は特に一番最初の段階でございますところで、外部募集と書いてありますが、一般
の国民の方あるいは消費者の方から、どういうふうに広く御意見を伺っていったらよいの
かということについて、アイデア、御意見をちょうだいできればということでございます。

資料 5 - 2 は昨年どういうふうに行ったかということでございます。この外部募集とい
う言葉は、食品安全委員会が中で国民が外という変な言葉のような気もしますが、意味と
しては事務局が整理する情報に加えて、広く募集をする、案件選定の間口を広げるという

趣旨でございます。

これは昨年度から始めたわけでございますけれども、昨年度はとりあえず試行ということで、食品安全モニターの方から案件をまず募集してみようと。そうするとどういったものがどのくらい来るかでわかってくるのではないかとということで、去年は試行ということでやったわけでございます。

具体的には食品安全モニターの方のうち、20年に就任した235人の方にこういった形で募集をしてみたということだったわけでございます。このときには、あまり広げ過ぎてしまっても收拾が付かなくなるのではないかとという懸念もあったようですが、実際にやってみますと、新規のモニターの方に募集した範囲では3件しかなくて、少なかったなということでございます。

そういう意味で言いますと、募集対象をもっと広く拡大をする。モニターだけでなく、一般の国民の方にホームページその他の手軽に提出できる提出方法の検討等を含めて、見直しが必要なのではないかという課題があるのではなかろうかと思っております。ついては具体的にこんなようなやり方をやってみたらどうかということについて、特に今日は御意見をちょうだいできればと思っているところでございます。

資料5-3以降は今の仕組みでして、資料5-3と5-4は、昨年7月に修正を企画専門調査会でしていただいた上で、委員会で決定している今の自ら評価の案件候補の絞り方でございます。

資料5-3にございますように、対象案件の情報源として、今4つの情報源から整理をしていくということになっております。1番が、関係機関やマスメディア等の情報ということで、関係機関やマスメディアがいろいろと指摘をしているようなものということでございます。

2番は、食の安全ダイヤルやモニターさんの報告などを通じて評価が要請されているものなどです。

3番目は、委員会に寄せられたものということで、こういう評価をやったらどうかという要望書をいただいているようなものということです。

裏面ですが、4番の外部募集により寄せられた情報も対象にしようということが昨年度、この決定の改正で入れられた部分でございます。具体的なやり方としては、先ほど5-2で説明しましたように、初年度はとりあえずモニターの方からの募集ということで試行したわけですが、もうちょっと広く御意見を伺っていく必要があるのではないかとということで考えているところでございます。

そして、こういったものの中で整理をして、この にありますような除外事由ということで、もう既に処理済みのものや評価済みのもの、リスク管理機関がもう対応しているようなものなどについては落としていって、残ったものについて企画専門調査会の方に私どもから資料を付けてお諮りをし、絞っていただい。こんなことでやっているところでございます。

なお、資料 5 - 4 は、どのようなものが自ら評価の候補としてふさわしいかについての目安が決定されているものでございまして、国民の健康影響が大きい、危害要因の把握の必要性が高い、評価ニーズが高いなど、一般的なのですけれども、このようなことが決められているところでございます。

資料 5 - 5 は、食品安全委員会が設立されて以来の企画専門調査会において、審議の対象となった品目についてでございます。何度か繰り返し出てきているようなものもあるのですけれども、ここにありましたような案件について、企画専門調査会で審議がされております。

このうち、丸が付けられたものが最終的に自ら評価の案件に決定されているということでございますが、一般の国民の方、消費者の方から御要望、御意見をいただいた上で、どのようにこのリストをつくっていくかということにつきまして、御意見やアイデアをちょうだいできればということでございます。

○早川座長 ありがとうございます。それでは、ただいま御説明をいただきましたけれども、特に外部募集につきまして、その内容あるいは記載事項について御質問や御意見、特に御意見をいただければありがたいのかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○山崎専門委員 確かに私みたいな者が評価の対象のものをらせと言われても、とても困ります。出すものがないというか、何も出てこないというのが正しくて、モニターさんに聞いても、多分同じような感じではないかと思ひます。

ただ、生活の中でとても不安に思っている部分は、化学物質として出てこなくてもたくさんあります。例えば黄砂の中にどんなものが含まれて、中国での大気汚染がどのように私たちのところに影響を及ぼしているか。排気ガスの問題についてもいろいろと言われてはいますが、はっきりと私たちの体にどうひう影響があるのかはわからない。いろいろな物質が含まれているのもわかるけれども、その一つの物質については言えないので、評価の対象としては挙げられないという感じで、モニターさんも結局挙げられない方が多

いのではないかと思います。

できたら、もうちょっと大ざっぱな聞き方の中から、化学物質そのものについてはもう一段階分析してくださるというか、中身を聞いてくださるような、判断するような感じで物質を決めていくことはできないかなと思います。

○早川座長 その点はいかがでしょうか。

○西村総務課長 この最後の資料を御覧いただきますと、過去にこういった形で案件が出てきたかということですが、物質名を特定したようなものから、かなり広い漠としたようなものまであって、そこは企画専門調査会で審議していく間で、こういったものについてはこういう絞り方をしたらどうか。あるいはこういうような広げ方をしたらどうかという形で議論をいただいているところです。

例えば平成 20 年度でいいますと、上の方から半分くらいはかび毒に関してですが、ここでの挙げ方は個別の物質名で挙がってきているのですが、そもそもかび毒をどうとらえるかということで考えようではないかと。その上で優先順位を付けてやっていこうではないかということで、企画専門調査会で御議論をいただいて、オクラトキシンとデオキシニバレノールということでやっているわけですが、そのところは出していただいた後、事務局で整理をし、企画専門調査会、親委員会の方で議論をいただく中で、広げたり縮めたりすることをこれまではやってきております。

○早川座長 今おっしゃったのは、提案するときのフォーマットと関係するのだろうと思います。提案するときに、どれだけのことを書きこまなければ提案できないのか。何となく不安に思っている話と、専門家がかくがかくしかじかの理由でもって、これを自ら評価の対象にすべきだというふうに科学的にきちんとした形でプロポーズしないといけないとすれば、一般の方々にそういう提案をするのはとても難しい。

食品安全モニターでもこの間は半分だけでも、今回は拡大するから全員に近いような対象になるのだろうと思いますけれども、そのときのフォーマットは今のどのような形になっているのでしょうか。フォーマット次第では二段構えで、おっしゃったように、とりあえずこういうのが身近な問題として非常に関心があるという項目を挙げて、それをより専門的なところで精査して整理していただければ、また話が違うかもしれないということです。

○西村総務課長　あまり細かいフォーマットにはなっていないのですが、書き込めるところは書き込んでくださいみたいな形にはなっていて、結果的には全部のところ書き込んでなくても、そもそも何を要望されているのかがわかれば、それを整理することができるということだと思いますので、そこは応募要領みたいなものの中に、化学物質名を特定しなくてもいいですとか、そういうことは工夫をして募集することができるのではないかと思います。

○早川座長　そこがかなり大事なところだとは思いますが、ほかにいかがでしょうか。

○石川専門委員　先ほどリスクのところではホームページを見てみました。実は初めて見たときに、いかにもお役所のホームページらしいなということを感じました。また、必ず問題意識がないとあのホームページには絶対に来ないと思います。

ただ、あそこに来た人はきっと何か探そうと思って来ているのに違いないので、あそこ脇に、あなたの御心配の食品は何ですかという品目を聞くだけでも、うまく取り込めるのではないかと思います。

自ら評価という表記を使わないとは思いますが、あなたが御心配な食品は何でしょうという形でお聞きになって、2つくらいの項目で、どの部分が心配なのかを書く人と書かない人がいるかもしれませんけれども、そうやってやれば、ホームページのヒット数がどのくらいあるのかわからないですけれども、結構集められるのではないかと思います。いかがでしょうか。

○早川座長　いかがでしょうか。

○西村総務課長　ありがとうございます。工夫ができるのではないかと思います。

○早川座長　ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

○阿南専門委員　今回、私どもは消団連として、これは書きにくいので、不安をとにかく出してもらいましょうという書式をつくってみました。それでも出てこないです。これは

かなりてこ入れをしないとイケないので、ちゃんと食品安全モニター会議などで評価することについてのワークショップをやるなり、いろいろと出し合いながら、そうだよねという中で、みんな情報交換をしながら、絞り込んでいく。何が不安で、その中で何を評価すればいいのか。そういうリードがないと、これは出てこないのではないかと思います。もう一回、食品安全モニターの会合か何かを利用して、そういうことをやってみたらどうでしょうか。ただ不安を出してくださいというだけでは、私たちもまるでお手上げ状態です。出てこないです。

○早川座長 どうぞ。

○佐々木専門委員 これは本当に私個人の考えですけれども、恐らく消費者の不安はマスコミで取り上げたときに、一気に出てきます。この間少し静かですので、今、聞いても出てこないと思います。食品の安全性を評価するときの何が必要かは、食品安全委員会に関わっている委員の方やモニターの方など普段から意識していないと、定例的に行われる課題募集には応えられないと思います。例えばマスコミで何か取り上げられたときに、ちょうどタイミングがあれば、恐らくそれが課題として、心配だからやってくれと来ると思います。

ただ、そういうのを待っているわけにはいきませんので、普段から食品の安全でリスク評価に関わっている方たちが日常、これはやっておくべきだとか、これは海外で問題になっているから準備しておいた方がいいねとか、あるいはもう既に評価が終わっているけれども、新たな知見が学会で出ているよということを日常的に接している方の意見をどれだけ集め切るかということが一つなので、専門家の方に御協力をいただいて、最近問題になっていることはありませんかというような聞き方があると思います。

もう一つは、モニターさんの中に、今、何が心配ですかと何を問うのではなくて、事例を事務局の方で用意して、例えば農薬でポジティブリストが済んでいないものとか、食品添加物なら既存添加物あるいは指定添加物と分けて、あるいは具体的に何か心配な添加物がありますかとか、こちらから提案をしないと、何かを書いてくださいというような記入方式だと、意見は出てこないのかなという感じがします。

専門家の方から例えばある物質なり、ある食品が出てくる。あるいは意見を募集した中に漠としたものがあれば、その漠としたものを事務局の方で細かくして、モニターさんにアンケート方式で、あなたはこの中で何が一番心配ですか、何に関心がありますかという

聞き方。今年は無理かもしれませんが、普段の段取りを取っておくことが大事なのかなと思いました。

自ら評価は管理機関との関係もあると思います。法律で漏れている部分。すき間案件と言われますけれども、食品安全委員会が情報を把握していて、評価がはっきりしていないから規制にもつながらないということがもしあれば、それは専門調査会なりの方から提案していただいて、企画専門調査会の方で審議するというような形をつくることも、専門調査会の審議事項として、かけていただいた方がいいのかなと思います。

今は恐らく個人個人の専門委員の方に案件はないかという聞き方をしていると思いますが、委員会の審議事項として、この審議会の中で自ら評価として、自分の専門調査会だけではなくて、よその専門調査会にも調べてほしいことがないかというような審議事項を一つ足すというのもあるのではないのでしょうか。

以上です。

○早川座長 ありがとうございます。どうぞ。

○山根専門委員 私も佐々木専門委員の意見に同感です。ある程度の専門性がある方の応募が中心になるのはやむを得ないのかなと思いますし、そういう意味では、保健関係、食品事業者、食の関わる団体が調べたいと思ったときに、食品安全委員会に来ずにほかの行政や研究機関に問い合わせや調査依頼が行くことがよく起こっているのかなとも思いますので、その辺りをこちらに寄せてもらうというか、連携を取って手立てができればいいのかなと思いました。

○早川座長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

○河合専門委員 一般の方々の意見を聞くという意味では、食品を扱う企業等がやっているお客様相談センターとかがありますね。その様な部署を活用しないと、個人でやるのは難しいと思います。我々自身も「案件」を出せと言われても困るところがあるので、そういう組織をある程度使って、情報が集まる場所の話の中で、特に変わったものとか問題解決していないようなものなどを出していただく。そんな形も一つあるのではないかと、今、話を聞いていて思いました。

○早川座長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ただいまいろいろな御提言をいただきました。それを踏まえて、平成 22 年度の自ら評価案件の選定につきましては、事務局の方で手続を進めていただければと思います。

その他に事務局から何かございますでしょうか。

○西村総務課長 本日は厳しく、かつ温かい御意見をいただきまして、事務局へのエールもいただいたと思います。どうもありがとうございました。次回の企画専門調査会は運営計画にございますように、自ら評価の案件候補についての絞り込みの作業を夏ごろ、8月とか9月くらいだと思いますが、それくらいに開催させていただくことになろうかと思います。

候補を絞り込む作業については、今日の御意見も踏まえて進めてまいりたいと思いますが、その進捗状況と先生方の御都合に合わせまして、改めて日程を調整させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○新本リスクコミュニケーション官 リスコミの関係で、先ほど専門委員から御紹介いただきました小学校高学年向けの DVD について、皆様方には是非御覧いただきたいものですから、お荷物になりますけれども、配付させていただきます。是非御覧いただければと思いますので、よろしくお願いします。

○早川座長 それでは、以上をもちまして、第 34 回「企画専門調査会」を閉会いたしたいと思います。本日は活発な御議論、貴重な御提言をいろいろといただきまして、どうもありがとうございました。